



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

## 首相と閣僚は伊勢神宮参拝をしないでください

内閣総理大臣 岸田文雄様

毎年、新年の仕事初めに首相や閣僚らが伊勢神宮に参拝し、その直後に伊勢神宮敷地内の神宮司庁において、首相が年頭の記者会見を行うことが継続されています。これらの行為は日本国政府と一宗教法人である伊勢神宮とが特別な関係にあることを顕示し、その参拝を当然なものであると国民に印象づけ、日本国憲法第20条3項の政教分離原則に反します。岸田政権は、こうした憲法違反の前例に倣うことなく、年頭の伊勢神宮参拝を行わないよう求めます。

伊勢神宮は、1869年の明治天皇の参拝から1945年の敗戦まで、国家神道の中心的存在であり、政府が宗教を利用し、国民の思想を統制した国家神道体制の負の歴史を背景に持つ宗教施設です。戦後、伊勢神宮は全国に8万といわれる神社を包括する宗教法人神社本庁の「本宗」に位置しています。日本国憲法の政教分離原則は、国家神道体制への大きな反省から生み出されたものであるにもかかわらず、政府と伊勢神宮とのこのような密着ぶりは、現憲法下における政教分離原則等を土台とした政府の在り方を根底から損なうものです。

戦前において「神社は宗教にあらず」という政府の主張と社会の風潮が、神社参拝を拒否する自由を奪い、国家神道体制の下で戦争遂行に国民を動員する大きな要因となりました。政府が、伊勢神宮参拝を年初のお決まりの行事とすることは、再び「神社は宗教にあらず」の気運を醸成することに繋がります。市民の参拝しない自由、信じない自由を損なうことに繋がります。

首相は憲法尊重擁護義務を負う者であり、重ねて伊勢神宮参拝を行わないよう強く求めます。

2022年12月5日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会  
委員長 星出卓也

